

病床機能再編支援事業について

- 医療機能の分化・連携を推進するため、自主的な病床機能再編や医療機関の統合等の取組に対する補助を行う制度
- 地域医療構想の実現に向けて必要な取組であることを確認するため、地域医療構想調整会議等において協議を行う。

1 交付対象

区分	対象
①単独支援給付金 (1 機関の病床削減)	療養病床又は一般病床を有する病院又は診療所(以下「医療機関」) <u>が、病床機能再編を実施する場合</u>
②統合支援給付金 (複数機関の統合)	複数の医療機関が、病床機能再編を実施し統合する場合
③債務整理支援給付金 (利子補給)	②の医療機関の統合において、統合によって廃止となる病院の債務返済のため新たに融資を受ける場合

2 単独支援給付金の支給要件

次の要件を全て満たすこと。

No.	要件
①	医療機関が作成した「<u>単独病床機能再編計画</u>」について、<u>地域医療構想調整会議の議論の内容及び山口県医療審議会の意見を踏まえ、知事が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたもの</u>であること。 ※地域医療構想の実現を目的としたものではない病床機能再編(経営困難等を踏まえた自己破産による廃院)は支給対象外
②	病床機能再編を行う医療機関における病床機能再編後の対象3区分(高度急性期、急性期、慢性期)の許可病床数の合計が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下であること。

3 単独支援給付金の算定方法

減少する病床数^{※1}に1,140千円～2,280千円の単価^{※2}を乗じた額

※1：以下の病床数は減少する病床数に含まない。

- ・回復期機能、介護医療院に転換する病床数
- ・過去に支給対象となった病床数
- ・同一開設者の医療機関へ融通した病床数

※2：単価は病床稼働率等に応じて変動する。

【参考】山口県地域医療構想(H28.7)における岩国圏域の課題と将来のあるべき姿

(1) 課題

- 医師、看護師等の医療従事者の不足、特に中核的な医療機関における不足
- 他の圏域(柳井、周南、広島西、広島等)への患者の流出(圏域における必要な医療機能の不足)
- 高度急性期機能を担う医療機関の機能強化
- 需要が増加する救急医療への対応(初期・二次・三次救急医療提供体制の確保、適正受診についての住民の理解促進等)
- 回復期機能を担う病床の不足
- 24時間対応の訪問看護、かかりつけ医など在宅医療提供体制の確保
- 介護施設等の受け皿の確保と連携の強化
- 小児・周産期医療、旧郡部などにおけるへき地医療の確保

(2) 地域の医療提供体制の将来のあるべき姿

高度急性期・急性期機能

- 疾病に応じ、医療機関ごとの機能を明確化し、医療機関が担う医療機能の集約化が必要です。
- 医療機関間の役割分担・相互連携による医療提供体制の整備が必要です。
- 患者の状態に応じ、圏域内において機能の確保を進め、あわせて広島西医療圏、広島医療圏等との連携による医療提供体制の整備が必要です。
- 小児・周産期医療体制の充実が必要です。

回復期機能

- 圏域において不足している回復期機能を確保し、居住地での円滑な在宅復帰を支援するため、急性期を担う医療機関を除く医療機関において、回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟等の整備が必要です。

慢性期機能・在宅医療等

- 在宅医療提供体制の充実強化や介護施設等の受け皿の確保が必要です。
- 病状変化時に患者を受け入れる後方支援医療機関(有床診療所を含む)の整備が必要です。
- 医療・介護を担う多職種による連携体制の構築が必要です。

医療連携等

- 医療機関間の役割分担・相互連携を進めるとともに、関係者が相互に医療情報を共有する体制の構築が必要です。
- 旧郡部等のへき地医療を維持・確保するための体制の構築が必要です。
- 認知症患者への対応を強化するため、一般病院と精神科病院との連携体制の構築が必要です。